

# 下水道法第16条の申請に関する許可条件

葛 城 市

下 水 道 課

## 下水道法第16条の申請に関する許可条件

### (目的)

第1条 この許可条件は、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第16条の規定に基づき公共下水道管理者以外の者が行う葛城市公共下水道の施設に関する工事等の申請、承認及び引き継ぎ手続きについて、定めることを目的とする。

### (事前協議)

第2条 申請者は事業を行おうとするときは、法令等に基づき許認可の申請をする前にあらかじめ管理者に要望書等を提出し、協議しなければならない。

### (申請)

第3条 公共下水道の施設に関する工事等、又は施設の維持管理等を行うことについて、承認を受けようとする者は、公共下水道施設工事等承認申請書及び関係図書を添えて申し出なければならない。

### (承認)

第4条 前条の申請に対し、管理者は次の条号を付して承認書を通知する。

- (1) 事業実施区域その他の内容は別添図書のとおりとする。
- (2) 公共下水道の施設の排除方法は分流式とし、汚水と雨水を分離して排除する構造の施設とすること。  
尚、各戸の排水設備についても同様とする。
- (3) 申請者は、この承認に係るものを除く他、公共下水道施設の工事に伴い必要とする諸官公庁、その他関係人の許可又は承認を受けること。
- (4) 申請者は、公共下水道の施設の工事に着手しようとするときは、着手予定日の3週間前に着工届を葛城市に提出すること。
- (5) 工事施工業者の決定にあたっては事前に葛城市と協議を行うこと。但し、下水道工事に十分精通している業者である事を条件とする。
- (6) 前項の協議には、過去3年間の下水道工事の実績証明書を添付すること。
- (7) 第4項の届出には、第4条の承認書の写しを添付すること。
- (8) 申請者は、公共下水道施設の工事、その他これに付随する行為により、他人又は他人の所有する土地若しくは、工作物、その他の物件に損失又は損害を与えた場合、また、地域住民等より補償等の問題が生じたときは申請者の責任において、誠意をもって補償又は賠償すること。  
但し、事前に葛城市と協議を行うこと。
- (9) 申請者は、区域から本市の公共下水道に至る区間に申請者が布設する公共下水道について、当該公共下水道に下水を排除することができる民家、空地、その他の建築物が存在する場合は当該民家、空地、その他の建築物から排除される下水を流入することができる規模の公共下水道管を布設すること、又葛城市の公共下水道計画に添ったものであること。

- (10) 申請者は、公共下水道の施設の工事が完了したときは速やかに工事竣工届を葛城市に提出し、本市の竣工検査を受けること。  
尚、検査手法については市の指示に従うものとし竣工検査に不合格の場合は速やかに補修し本市の再検査を受けること。
- (11) 前項において、この届出書には、工種ごとの工事記録写真を添付すること。
- (12) 申請者が布設する公共下水道の施設を葛城市公共下水道に固着するときは本市係員の立会を求めること。
- (13) 前項において、葛城市公共下水道に固着された場合当申請地の汚水、雑排水の流入については、市下水道管理者の了解あるまで流入させないこと。
- (14) 公共下水道施設に関する工事及び各戸の排水設備工事については、日本下水道協会「下水道施設設計指針」及び奈良県「下水道管渠工事設計指針」に基づき設計施行すること。

(引き継ぎの時期)

第5条 本申請に基づく施設の本市への引き継ぎは本申請区域内の下水道管の布設された道路が本市道路管理者により市道と認定された時点で行うものとする。

又、本申請の施設が竣工と同時に葛城市公共下水道に固着された時点で行うものとする。

但し、これにより難しい場合は別に協議する。

2 引き継ぎ手続きは施設の竣工日より1ヶ月以内に行うものとする。

(維持管理)

第6条 前条の引き継ぎに関する事項については、施設の所有は、本市に帰属するが、維持管理に関しては、当申請区域が葛城市によって、下水道供用開始の公示がなされる時点迄は申請者にて維持管理すること。

(既存施設)

第7条 市内の開発団地で、コミプラ、地域汚水処理施設等（以下コミプラ施設等いう。）による下水の既処理団地についても各案を準用する。

(引き継ぎ申請)

第8条 申請者は、第5条、第7条の引き継ぎをしようとするときは、公共下水道引き継ぎ書を葛城市へ提出すること。

(書類)

第9条 前条の引き継ぎ書には次の各号に定め書類を添付する。

(1) 公共下水道引き継ぎ書 一部

(2) 竣工図書関係

(位置図、平面図、縦横断図、構造図)

(排水設備)

第10条 申請区域内の各戸の排水設備及び水洗便所の設置については、事前に排水設備等の計画に関する確認を受けなければならない。

又、当該排水設備等の施工は、葛城市排水設備指定工事店にて、行わなければならない。

2 申請者は1項により区域内の宅地を分譲するときは、文書により当該宅地の買主にこれらの旨の周知徹底に努めると共に、当該文書の見本を葛城市に提出すること。

(変更)

第11条 申請者の住所又は、氏名(商号若しくは代表者を含む。)を変更したときは、直ちに葛城市へ届け出ること。

2 申請者は区域又は、公共下水道施設の規模、その他の内容を変更する場合は事前に葛城市の承認を受けること。

(費用負担)

第12条 埋設される下水道管渠については、葛城市公共下水道計画にそったものであり、この計画に要する詳細設計の費用は申請者において負担のこと。

2 当該申請施設等と葛城市公共下水道管との間の接続工事費は、当該申請人の負担とする。

(かし担保)

第13条 申請者は施設引き継ぎ日から2年間施設のかしを補修し、又はそのかしから生ずる損害について、管理者又は第三者に対し賠償の責を負う者とする。

2 申請人の責に帰することができない事由による、かしについては、前項の責を負わない。

(許可条件の不履行)

第14条 この許可条件に従わずに行われた事業に対しては、管理者は申請者に対して必要な行政措置をとることができる。

(その他)

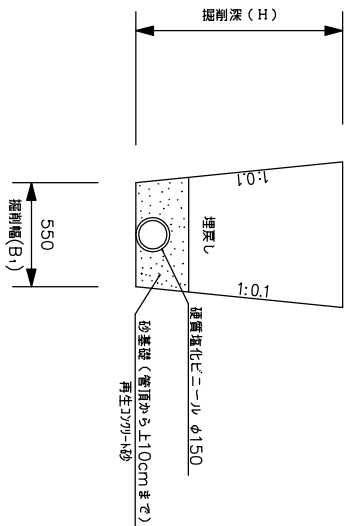
第15条 申請者は、本申請条件に定めない事項又は、疑義が生じた事項については、葛城市と協議を行うものとする。

# 取付管布設図 φ150

# 取付管布設参考図

(葛城市 地区)

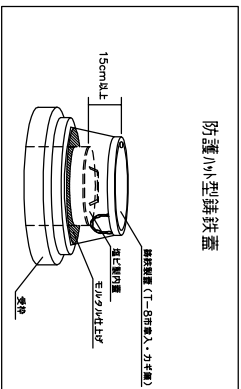
$$B_2 = 0.2H + 550$$



### 市道部標準舗装構成

※詳細は道路管理者の指示に従う

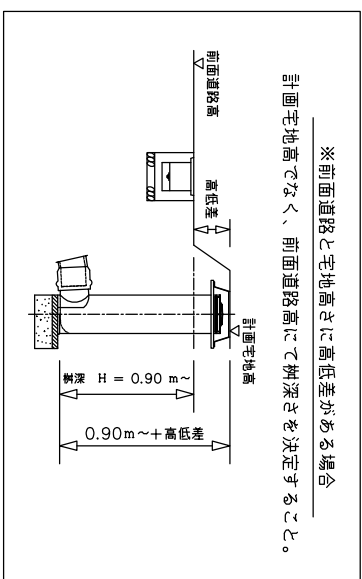
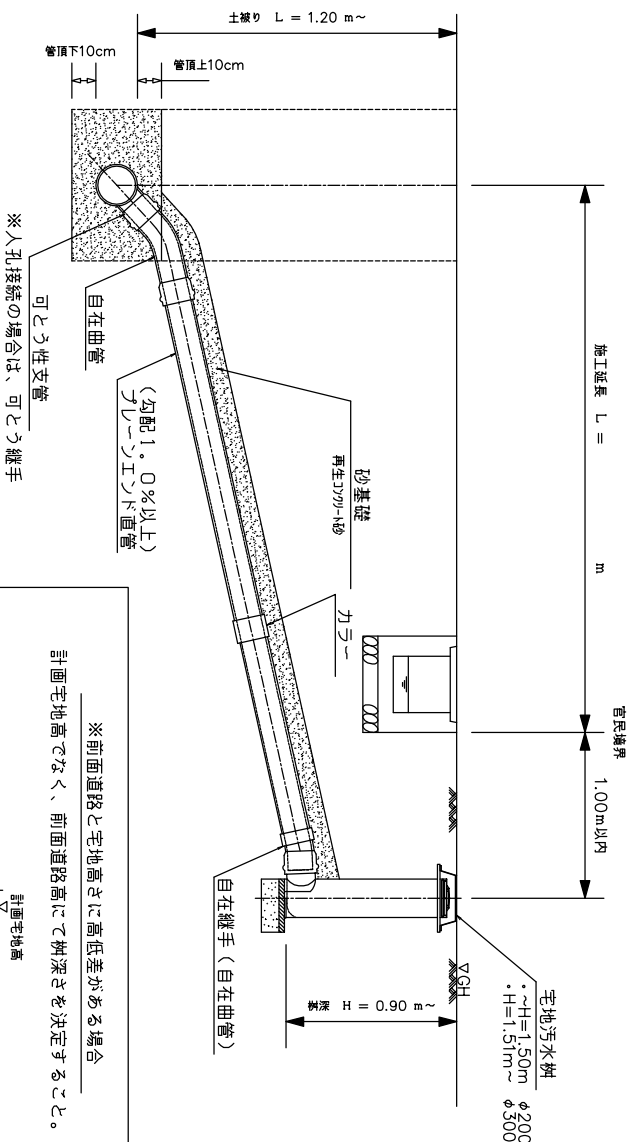
表層	再生密粒As t=5cm	Co (表層) t=10cm
上層路盤	粒度調整砕石(RM-30) t=10cm	RC-40 (路盤) t=10cm
下層路盤	再生砕石(RC-40) t=15cm	RC-40 (埋戻し)
埋戻し	再生砕石(RC-40)	



(注) 樹蓋について  
 公共汚水樹の蓋は市章入りとする。  
 鑄鉄製(防護用タイプ-8)を使用すること。  
 葛城市では、差込式の鑄鉄蓋は、使用しないこと。  
 ただし、植込み、法面等で直接公共樹の上部を車面  
 が通過しない場合は、下水道課と調整の上、塩ビ製蓋  
 (グリーンカブリタイプ-2)の使用可

(注) 樹深について  
 敷地の大きさ(排水延長)により  
 変化する為、樹深は、事前に検討  
 する必要がある。

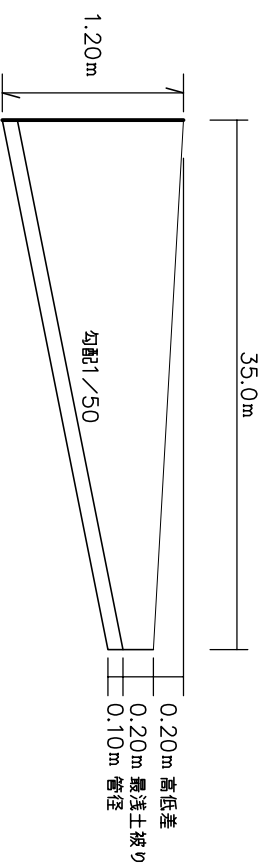
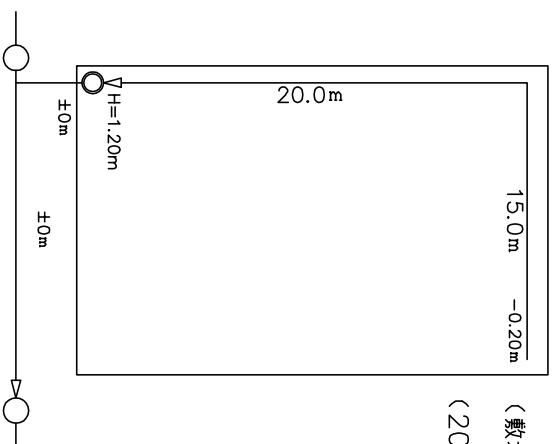
ただし、最深0.90m必要  
 検討方法は、下水道課と事前に協  
 議すること。



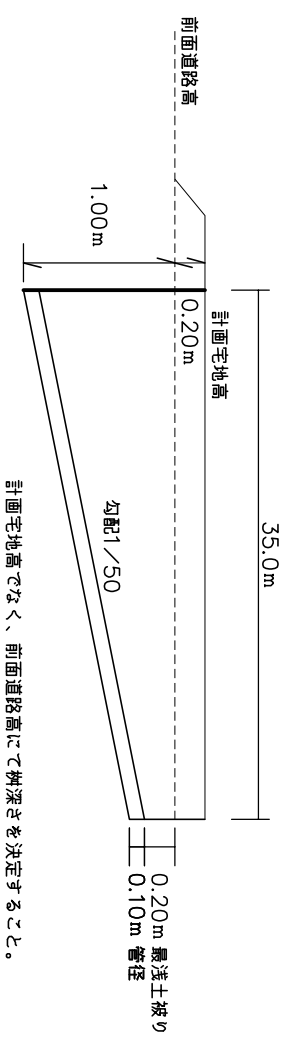
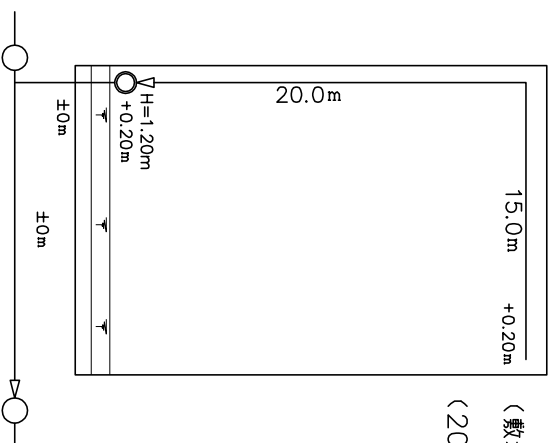
※ 造成等で建物計画が不明の場合は、すべて鑄鉄製防護蓋を使用すること。  
 立ち上がり管と蓋の枠の間は、下水道管への土砂の流入を防ぐ為に薄くモルタルで仕上げる。

# 汚水樹の深さの検討方法参考資料

(敷地縦延長+敷地横延長) × (1/50) + (最浅部管土被り: 0.20m) + (管径) + (道路と最上流部の高低差) ≥ 0.90m  
 (20.0+15.0) × (1/50) + (0.20m) + (0.10) + (0.20) = 1.20 ≥ 0.90m

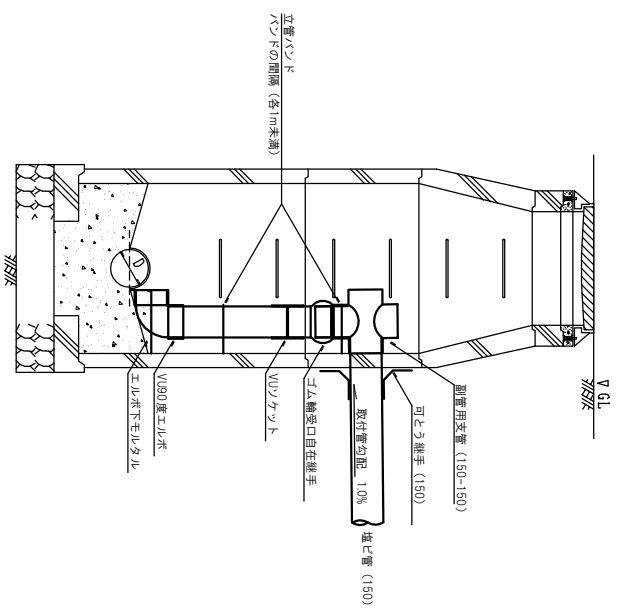


(敷地縦延長+敷地横延長) × (1/50) + (最浅部管土被り: 0.20m) + (管径) + (道路と最上流部の高低差) ≥ 0.90m  
 (20.0+15.0) × (1/50) + (0.20m) + (0.10) + (0.20) = 1.20 ≥ 0.90m



# 副管参考図

取付管用副管参考図 (150-150)



# インバート図

インバート参考図

